

社会医療法人財団 石心会 川崎地域ケア病院 医療安全管理指針

社会医療法人財団 石心会 川崎地域ケア病院は、社会医療法人財団 石心会の理念・基本方針の下に患者さまに安心できる安全な医療を提供していくため、高度化・複雑化する医療環境のなかで更なる医療の安全を確保する必要から、本方針を全面的に見直しました。

1. 病院における安全管理に関する基本的考え方

- 医療従事者の個人レベル及び病院全体の組織レベルの二つの事故防止対策の推進により、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者さまが安全な医療を受けられる環境の整備を目指しています。
- 院長のリーダーシップのもと、全職員がそれぞれの立場から医療事故の防止に取り組み、患者さまの安全を確保しつつ必要な医療の提供を行います。

2. 医療安全対策室その他の組織に関する基本的事項

- 院長を議長とする「医療安全対策室会議」を、毎月1回定期的に開催して、医療安全管理の重要事項を審議し決定しています。また、緊急時には臨時に開催します。
- 医療安全対策室会議の決定事項は、医療安全管理責任者を中心に各部署責任者が職員に周知徹底し、実施します。
- 医薬品及び医療機器の安全使用のため、「医薬品安全管理責任者」並びに「医療機器安全管理責任者」を配置して、医薬品業務手順の明確化並び医療機器保守点検の計画実施等に当っています。
- 万一、医療事故が発生した場合には、院長の指示のもと、「医療事故調査委員会」を設置するなど、事実関係の調査等を行い、医療安全対策室に報告します。

3. 医療に係る安全管理のための職員に対する研修に関する基本方針

- 医療の安全管理に関する意識の向上及び医療の質の向上を図るため、全職員に対し医療安全管理に関する研修を年2回以上行うほか、テーマ別研修実施など必要に応じて行います。

4. 事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方針に関する基本方針

- 各医療現場で経験したヒヤリ・ハットや事故の全情報を収集し、医療安全管理者が中心となり原因の分析及び改善策について検討を行い、その結果を、事例検討会などを通じて全職員に情報提供することにより、事故発生の再発防止を図ります。

5. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

- 医療事故発生時には、医療上の最善の処置を講ずることはもとより、院長は、必要に応じて「医療事故調査委員会」に事実関係の調査等を指示し、その報告を踏まえて、患者さま及びご家族さま等への説明等に誠意を持って対応するとともに、好評にあたっては患者さま等のプライバシー保護に十分配慮した対応をいたします。

6. 医療従事者と患者さまとの間の情報の共有に関する基本方針

- この指針は、患者さま等に医療の安全管理への理解と協力を得るため、院内掲示や病院ホームページに掲載などを行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

7. 患者さまからの相談への対応に関する基本方針

- 院内に「医療相談窓口」を設置し、患者さまからの相談に適切な対応を確保します。また、相談により患者さまやご家族さま等が不利益を受けない様努めます。

8. その他医療安全の推進のために必要な基本方針

- 医療安全推進のため、隨時「医療安全管理マニュアル」を整備して、全職員への周知徹底を図ります。また、このマニュアルの見直しを隨時行います。

9. 医療安全管理者の業務内容に関する基本方針

- 医療安全管理者は、以下に述べる業務を主に行う。 また、医療安全管理者は、必要に応じ職員に対し業務の補助を依頼することができるものとする。

- 1.医療安全対策室の業務に関する運営及び評価
- 2.定期的な院内巡回による各部門における医療安全対策の助教把握
- 3.医療安全確保のための業務改善等の推進
- 4.インシデント、並びにアクシデントレポート（ヒヤリハット）の集計分析報告
- 5.各部門の医療事故防止担当者支援及び体制確保のための部門間調整
- 6.医療安全に係る職員研修の企画・実施
- 7.院内外への情報告知、並びに相談窓口業務（支援）

10. 指針の見直し、改訂

- 本方針の見直しは、必要に応じ医療安全対策
- 委員会にて行うこととし、改訂年月日を下記に記載する。

令和7年6月2日

社会医療法人財団 石心会
川崎地域ケア病院 院長 野崎 恭子